

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成16年9月28日

京都市長 榎本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

総合食品エスイー株式会社
代表取締役 上池 正弘
京都市伏見区竹田藁屋町 80 番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

デザインステーション サワダ
京都市伏見区毛利町 93

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）以下となった日

平成16年2月1日

3 届出年月日

平成16年9月14日

（産業観光局商工部商業振興課）